



平成 25 年 6 月 5 日

各 位

会 社 名 リンナイ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内藤 弘康
(コード番号：5947 東証・名証 第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 小杉 将夫
管 理 本 部 長
(TEL. 052-361-8211)

自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ

平成25年6月5日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループの中長期での事業環境は、世界的な人口の増加と、新興国を中心とした生活水準の向上によって高度な熱機器を利用する世帯は今後も一段と増加へと向かい、熱機器市場の拡大が継続すると予測されます。また、世界的なエネルギー構造の見直しの動きが加速することに加え、人々の生活スタイルは多様化し、更なる環境・省エネを追求するエネルギーのベストミックス時代へと向かっております。

このような状況の中で、当社グループは、平成 24 年 4 月から新たに中期経営計画「ジャンプUP 2014」を策定し、総合熱エネルギー機器メーカーとして企業価値の向上と社会貢献を推進しております。

当計画では、経営重点課題として「①ゼロディフェクトの追求で品質レベルUP」、「②開発・生産・販売のプロセス革新で機動力UP」、「③人づくりとグループ連携で組織力UP」の「3つのジャンプUP」を柱に企業の体質強化を図り長期成長路線を築いております。

重点ポイントとしては、「電気」と「ガス」の組み合わせで世界最高レベルの環境性能を誇るハイブリッド給湯・暖房システム「ECO ONE (エコワン)」の販売促進や、環境・省エネに大きく貢献する高効率給湯器「エコジョーズ」シリーズの積極展開など、地球環境保全に貢献できる商品を提供しております。また、グローバル戦略として、既存市場の更なるラインアップの拡充や重点新規市場の開拓を推進し、現地社会のより豊かな生活の実現をサポートしております。

今回の自己株式の処分は、事業環境の変化のスピードが増す中、当社グループが体質強化と長期成長戦略に不可欠な設備投資案件をタイムリーに行うために長期安定資金を確保する必要があると判断し、保有する自己株式の一部を活用するものであります。さらに、既存株主の利益確保を最大限に考慮し、自己株式の処分株式数を必要資金の範囲に抑えるとともに、自己株式の一部の消却を実施することといたしました。また、当社は、自己株式の処分と同時に、株式分布状況の改善及び株式流動性の向上のため、大株主による当社株式の売出しを決議しております。

本件によって、総合熱エネルギー機器メーカーとして更なる企業価値の向上と社会貢献を推進してまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,600,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年6月17日(月)から平成25年6月19日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成25年6月24日(月)から平成25年6月26日(水)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内藤弘康に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- (2) 売出人及び売出株式数

氏名	売出株式数
内藤 進	150,000株
林 謙治	150,000株
- (3) 売出価格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売出方法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成25年6月25日(火)から平成25年6月27日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内藤弘康に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 350,000株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内藤弘康に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 350,000株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 処 分 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 決 定 方 法 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 野村証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 平成25年7月8日(月)から平成25年7月10日(水)までの間のいずれかの（申込期日）日。ただし、一般募集の払込期日の10営業日後の日とする。
- (5) 払 込 期 日 平成25年7月9日(火)から平成25年7月11日(木)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集の払込期日の11営業日後の日とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 内藤弘康に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

5. 自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
 - (2) 消却する株式の総数 2,000,000株（発行済株式総数の3.69%相当）
 - (3) 消 却 予 定 日 平成25年7月12日(金)
- (注) 消却後の当社発行済株式総数は、52,216,463株となります。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、350,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年6月5日（水）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式350,000株の自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成25年7月9日（火）から平成25年7月11日（木）までの間のいずれかの日（ただし、一般募集の払込期日の11営業日後の日とする。）を払込期日（以下「本件第三者割当の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当並びに自己株式の消却による自己株式数の推移

現在の自己株式数	5,158,701株	（平成25年4月30日現在）
一般募集による処分株式数	2,600,000株	
本件第三者割当による処分株式数	350,000株	（注）1.
消却株式数	2,000,000株	（注）2.
処分及び消却後の自己株式数	208,701株	（注）1.

（注）1. 前記「4. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

2. 自己株式の消却につきましては、前記「5. 自己株式の消却」をご参照ください。

3. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限22,509,775,000円については、全額を当社グループの設備投資資金（最大で26,640百万円）に充当し、残額が生じた場合には、平成27年3月までに当社の借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当該設備投資については、4,589百万円を平成27年3月までに当社暁工場における給湯器増産設備の新設資金に、4,300百万円を平成27年3月までに当社子会社上海林内有限公司における給湯器増産設備の新設資金に、7,462百万円を平成27年3月までに当社関西支社他の移転のための設備投資資金に、残額を平成28年3月までに当社グループにおける設備更新・生産合理化を目的とする金型投資等に充当する予定であります。

当社グループの設備投資計画は、平成25年6月5日現在（ただし、既支払額については平成25年4月30日現在）、以下のとおりとなっております。なお、当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定であります。また、資金調達方法欄については、今回の自己株式処分資金も含めて記載しております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社大口工場他 (愛知県丹羽郡大口町他)	日本	金型	3,170	324	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成26年 3月	(注) 1.
当社大口工場他 (愛知県丹羽郡大口町他)	日本	建物、構築物	175	—	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 4月	平成26年 3月	(注) 1.
当社つくば営業所他 (茨城県つくば市他)	日本	建物、構築物	186	133	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成26年 3月	販売拠点の拡充 とサービスの向 上
当社関西支社他 (大阪市西区他)	日本	土地、建物	7,680	218	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成27年 3月	移転により販売 拠点の拡充とサ ービスの向上
当社大口工場他 (愛知県丹羽郡大口町他)	日本	機械、器具	1,033	203	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成26年 3月	(注) 1.
当社関西支社他 (大阪市西区他)	日本	什器、備品等	87	1	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成26年 3月	(注) 1.
当社暁工場 (愛知県瀬戸市)	日本	土地、建物、 機械及び器具等	6,078	1,489	自己資金及び 自己株式処分資金	平成24年 3月	平成27年 3月	新設エコジョー ズ給湯器 40万台/年
当社大口工場 (愛知県丹羽郡大口町)	日本	建物、機械及び 器具等	2,540	—	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 10月	平成28年 3月	製造拠点の再編 強化による増設、 更新
アール・ビー・コントロールズ(株)他 (石川県金沢市他) 国内子会社	日本	建物、金型、 機械及び器具等	2,134	385	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成26年 3月	(注) 1.
リンナイ코리아(株)他 (大韓民国仁川市他) 在外 子会社	韓国、アメリカ、 オーストラリア、 中国及びその他	建物、金型、 機械及び器具等	2,526	516	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 3月	平成26年 3月	(注) 1.
上海林内有限公司 (中国上海市)	中国	土地、建物、 機械及び器具等	4,300	—	自己資金及び 自己株式処分資金	平成25年 4月	平成27年 3月	新設給湯器 100万台/年

(注) 1. 完成後の増加能力は、生産品目が多岐にわたっており合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を、当社グループの設備投資に充当することにより、これまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への安定した利益還元を維持することが経営の重要政策の一つであると考えており、基本方針として、連結業績や配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、長期的な視野に立って、研究開発投資、設備投資及び国内外の戦略的事業投資等企業価値の増大を図るための諸施策に有効活用してまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	219.83円	311.52円	342.60円	394.86円
1株当たり年間配当金(内1株当たり中間配当金)	42.00円 (20.00円)	48.00円 (24.00円)	56.00円 (28.00円)	60.00円 (30.00円)
実績連結配当性向	19.1%	15.4%	16.3%	15.2%
自己資本連結当期純利益率	8.5%	11.2%	11.7%	12.0%
連結純資産配当率	1.6%	1.8%	1.9%	1.8%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。
4. 平成25年3月期の数字は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	4,910円	5,530円	6,050円	6,820円
高 値	5,600円	6,600円	6,930円	8,600円
安 値	4,445円	5,100円	4,825円	6,150円
終 値	5,520円	5,960円	6,770円	8,030円
株価収益率	17.72倍	17.40倍	17.15倍	—

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成25年6月4日(火)現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益(平成25年3月期の数値は未監査)で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である内藤進及び林謙治並びに当社株主である内藤株式会社及び株式会社好兼商事は野村證券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。